

# 学校いじめ防止基本方針

青森県立七戸高等学校

## 1 いじめ防止に関する本校の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。また生徒の人間としての尊厳を奪う権利侵害行為であるとともに、教育を受ける権利を著しく侵害する行為であり決して許されるものではない。

本校は、生徒の尊厳と生命・心身の安全を保持し、充実した高校生活を送ることができるよう全職員が一致協力して、地域、家庭、関係機関との連携の下、「いじめは絶対に許さない」という意識を共有し、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進していくため、ここに「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第1章 第2条）

また、起こった場所は学校の内外を問わない。

### (2) 留意すべき事項

- ・いじめは絶対に許されないと認識すること
- ・いじめはいじめを受けた生徒の立場に立って判断すること  
ただし、そのような立場で判断した場合においても、好意によるものや生徒同志で良好な関係が築かれる場合、全てが厳しい指導を要するとは限らず、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、いじめに該当する可能性があること
- ・いじめはどの生徒にも起こりうると認識すること
- ・いじめの未然防止は重要課題として全教職員が認識すること

### (3) 構造とその背景

#### ①いじめの構造

いじめは、加害者・被害者という二者関係だけではなく、「観衆」・「傍観者」などの存在にも注意を払う必要があるため、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成を形成しなければならない。

## ②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

## （４）一般的態様

ひやかし・からかい・悪口を言う、おどし文句を言う、不快なことを言う、陰口、仲間外れ・集団による無視、わざとぶつかる・叩く・蹴る、金品をたかる、使い走り、命令する、相手が嫌なことをする、相手のものを隠す・盗む・壊す・捨てる、パソコンや携帯電話での誹謗中傷・噂流し、性的辱め 等

## 3 いじめの防止のための取り組み

いじめを起こさせないための予防的取組として、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる必要がある。

学校いじめ対策組織の役割

- ・いじめが起きにくい環境づくり・・・いじめを許さない環境づくり
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

### （１）日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のように定める。 **別紙１ 「日常の指導体制」**

いじめ防止委員会の構成員は以下とする。

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導保健部副主任、年次主任、保健主事、年次生徒指導担当教諭、養護教諭、教育相談担当教諭、ハートフルリーダー、特別支援コーディネーター

### （２）学校いじめ防止プログラム **別紙２ 「学校いじめ防止プログラム」**

## 4 いじめの早期発見のために

～いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て～

早期発見・早期対応のために生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく、早期に対応する。

(1) いじめの発見

- ①いじめ行為を直接発見した場合、その行為をすぐにやめさせるとともに、いじめを受けている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

**別紙3 「いじめ発生時の組織的対応」**により生徒指導保健部に速やかに報告し、事実確認をする。

②いじめのサインを見逃さない。

- いじめを受けている生徒・いじめを行っている生徒のサイン
- 家庭でのサイン

**別紙4 「いじめのサイン」参照**

(2) 相談体制の整備

- ・相談窓口は保健室及び生徒指導保健部とし、生徒、保護者への周知
- ・面談の適宜実施

(3) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（6月、10月、2月＊）
- ＊2月は1，2年次のみ実施

(4) 情報の共有

- ・気づきの段階で早期に生徒指導保健部、ハートフルリーダーなどに報告
- ・生徒指導保健部と年次で情報交換を密に行う
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態を把握して情報共有

(5) 特に配慮が必要な生徒

- ・発達障害を含む、障害のある生徒が関わるいじめ
- ・帰国子女、外国人の生徒など外国とつながる生徒
- ・性同一障害や性的指向・性自認にかかる生徒
- ・家庭環境・生活環境等において社会的・経済的に不利な立場に置かれている生徒

5 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの理解

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどのこと

(2) ネットいじめの予防

①生徒への予防の啓発

- ・ネットいじめの正しい理解
- ・情報モラル教育を通して、ネットいじめや権利の侵害は、犯罪行為であることを理解させる

②保護者への啓発

- ・ネットいじめの現状の理解
- ・フィルタリングへの理解と設定

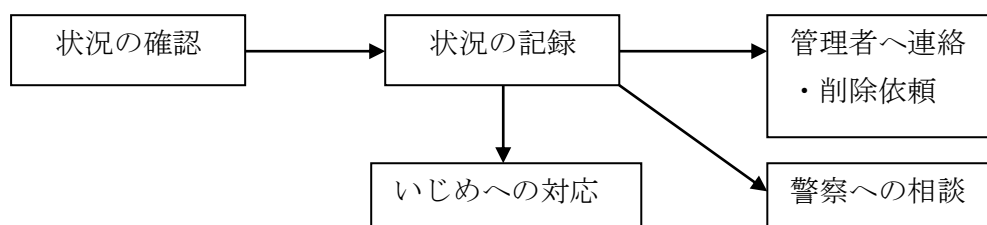
- ・子どもとのパソコン、携帯電話、スマートフォンなどの使用時間の取り決め

### (3) ネットいじめへの対応

#### ① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報提供
- ・ネットパトロールからの情報提供

#### ② 不当な書き込みへの対処



## 6 いじめに対する措置

### (1) いじめ発生時の組織的対応

いじめが疑われる事案が発生した場合のいじめ解決に向けた組織的な取り組みを以下のように定める。 **別紙3 「いじめ発生時の組織的対応」**

いじめが発見された場合、いじめ対策委員会を設置し、対応する。いじめ対策委員会の構成員は以下とする。

校長、教頭、生徒指導主事、年次主任、教育相談担当教諭、養護教諭、関係教諭、いじめ防止専門員、ハートフルリーダー、その他

### (2) 各教職員の対応

- ・いじめを発見し、又は相談を受けた場合、すみやかに生徒指導保健部に報告し、組織的対応につなげる。
- ・いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ・被害者や、情報提供者を守り通す。

### (3) 生徒への対応

#### ① いじめを受けている生徒への対応

いじめを受けている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめを受けた生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・被害状況の確認
- ・安全・安心の確保（必要に応じて別室で学習の措置など）
- ・精神的な支え（つらさや悔しさの受容、励まし）
- ・不満や不安等の訴えの傾聴
- ・具体的な援助方法の提示
- ・今後の対策について、共に考える
- ・人間関係の確立や拡大への援助

#### ② いじめを行っている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内

面を理解し、他人の痛みを知ることができるように根気強く指導を行う。

- ・事実関係とその背景や理由の確認
- ・確認がとれた後にいじめをすぐ止めさせる
- ・被害生徒の苦痛に気付かせる
- ・金品や物品の弁済をさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

#### (4) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・見たことについての事実の確認
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・自分はどうあるべきか考えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が高まる集団作りに努める

#### (5) 保護者への対応

##### ①いじめを受けた生徒の保護者に対して

個人面談で判明したケースや、個別に相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えるようにする。

- ・訴えを傾聴する
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の共感を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める
- ・起こってしまった事態に対して謝罪する
- ・保護者が認知していないケースでも複数の教員で対応し、保護者の気持ちを理解していく
- ・事実関係を伝える
- ・具体的な対処方法を提示し、協力を依頼する

##### ②いじめを行った生徒の保護者に対して

- ・事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・保護者の協力なしに、子どもの行動の変化は難しいということを理解してもらい協力を得る
- ・親子関係が子供の豊かな成長と人間関係づくりに大きく影響することを理解してもらおう
- ・被害生徒に金品や物品の弁済をしてもらおう

##### ③保護者同士が対立する場合など

- ・管理職及び教員が間に入って関係の調整に努める
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

- ・いじめ防止専門員、学校評議員、PTA役員など学校と家庭、地域が連携・協働する体制を目指す

#### (6) 関係機関との連携

いじめは学校だけでは解決が困難な場合があるため、関係機関とは情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

##### ①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・各種相談電話、ネットパトロールなどからの情報提供

##### ②警察との連携

- ・心身や金品の被害がある場合
- ・犯罪行為として取り扱われるべき場合

##### ③福祉事務所、児童相談所等との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

##### ④医療機関、七戸町保健センターとの連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

##### ⑤地域との連携

- ・中部上北地域生徒指導連絡協議会での小中学校との情報交換
- ・学校評議員会での情報提供と基本方針の啓発に関する依頼
- ・七戸町町ぐるみ教育推進委員会（幼・保・小・中・高・特別支援学校）等での情報交換

## 7 いじめの解消の定義

いじめの解消は、3か月以上、次の要件を満たしたことで判断する。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
- ②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

## 8 重大事態への対応

### (1) 重大事態の理解

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・高額な金品を奪い取られた場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する
- ③いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき
- ・その時点で、「いじめの結果ではない」、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校が把握していない重要な情報である可能性がある。調査をしないまま「重大事態ではない」と断言しないこと
- (2) 重大事態時の報告・調査協力
- ・重大事態が発生した場合、速やかに県教育委員会へ報告するとともに、県教育委員会が設置する組織に調査協力する
  - ・学校が調査の実施主体となる場合、いじめ対策委員会を母体に、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する

## 9 評価

- (1) 生徒に関して
- ・学校生活アンケートを通して取り組みを評価する。
- (2) 教職員に関して
- ・学校評価アンケートの中で取り組みを評価する。
- (3) 保護者、学校評議員に関して
- ・学校評価アンケートの中で取り組みを評価する。

これらの評価結果を基に取り組みの改善を図る

## 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

### (1) いじめ防止のための措置

#### <学級担任等>

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、生徒をいじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者へ転換できるように促す
- ・一人一人を大切に学級づくりやわかりやすい授業を進める
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う

#### <養護教諭>

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

#### <生徒指導担当教員>

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

### (2) 早期発見のための措置

#### <学級担任等>

- ・日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・休み時間・放課後の生徒との雑談等を活用し、交友関係や悩みを把握
- ・休み時間や昼休みの校内巡視で教室の様子に異常がないか把握
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

#### <養護教諭>

- ・保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じた時は、その機会を捉え悩みを聞く

#### <生徒指導担当教員>

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談機会の利用、電話相談窓口について周知
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校外巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認

### (3) いじめに対する措置（別紙3 「いじめ発生時の組織的対応」と連動）

#### ① 情報収集

#### <学級担任等、養護教諭>

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）



- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、複数の教員で真摯に傾聴し、今後の対応について話し合う
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・聞き取りの内容は必ず記録する

#### ＜いじめ防止等の対策のための組織（以下、「組織」という）＞

- ・教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

### ② 指導・支援体制を組む

#### ＜組織＞

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
  - \*いじめられた生徒やいじめた生徒への対応
  - \*その保護者への対応
  - \*教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

### ③-A 生徒への指導・支援を行う

#### 「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

#### ＜いじめられた生徒に対応する教員＞

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

#### ＜いじめた生徒に対応する教員＞

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、懲戒を加え特別指導に当たること、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- ・いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応

- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む

#### ＜学級担任等＞

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

#### ＜組織＞

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーなどの外部関係機関とのサポート体制を整えておく
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う
- ・指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

### ③－B 保護者と連携する

#### ＜学級担任を含む複数の教員＞

- ・家庭訪問（加害生徒、被害生徒に対して学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝えて、できる限り保護者の不安を除去する
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供

平成30年 7月 1日一部改定

令和 6年 4月 1日一部改訂